



ŌMIYA NEWS



No.213

2023年4月15日

JR東労組大宮地本

申 21号「労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づく時間外及び

公休日の労働に関する協定」(その2)の申し入れ【首都圏本部・さいたま車両センター】

36協定締結に向けて議論！！【第2項】

4月13日第1回交渉

2. さいたま車両センターにおける四半期毎の時間外労働の実績について、平均値と個人最大値を一般・管理と分けて明らかにすること。また、第3四半期の時間外労働が一般・管理共に第2四半期と比べて大幅に増加した原因について明らかにし、時間外労働削減に向けた対策を講じること。

さいたま車両センター 2022 年度時間外労働実績

	第1四半期		第2四半期		第3四半期	
	平均値	個人最大値	平均値	個人最大値	平均値	個人最大値
一般	3 : 39	38 : 39	3 : 57	31 : 35	5 : 52	
管理	18 : 38	80 : 50	18 : 28	83 : 25	20 : 27	43 : 20
全体	5 : 17		5 : 33		7 : 31	

第1四半期・第2四半期は大宮支社 第3四半期は首都圏本部より

★第3四半期に時間外労働が増加した理由★

- ・京浜東北線ワンマン運転対応工事の本格施工によるもの。
- ・12月にA故障が2件発生。(年間総数では9件)
⇒再発した故障件名でもあり、調査や対応に時間がかかった。
- ・10~11月はコロナ感染拡大による影響。

【交渉要旨】

★時間外労働は平均・個人最大値とも検修副長が突出している

組：業務平準化の取り組みは？

会：検修副長の業務平準化は進めているが、構内副長にも担務を振って平準化を図っている。

組：故障対応ができる副長の教育を行う事を通じ、故障対応を所定時間で行う事がベスト。

会：検修副長は全員車両出身。検修副長の中で対応出来る体制。

組：3人の検修副長体制は限界がある。検修副長の時間外労働を下げていく必要。ワンマン工事対応も出てくる。平準化する限界もあるので、要員の見直しや出来る人たちの教育・養成は重要。

会：必要要員は確保する。業務の見直しを通じて他の副長でも対応できるようにする。

検修副長の業務平準化・要員確保による時間外労働の削減を行う事を一致！

**会社と真摯に議論し、超勤時間の削減を行っていく事を一致！
業務平準化・必要要員の確保で働きやすい職場を創り出そう！**



申 21号「労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づく時間外及び
公休日の労働に関する協定」(その2)の申し入れ【首都圏本部・さいたま車両センター】

36協定締結に向けて議論！！【第3・4項】

4月13日第1回交渉

3. 現在行われているワンマン改造等の工事計画を明らかにし、工事対応による時間外労働の大幅な増加を招かないよう対策を講じること。

★京浜東北線ワンマン改造の内容

さいたま車両センターでは月2編成施工=1本当たり15日ほどの工程
東京総合車両センター(定期検査入場時)の施工と合わせると月3~4編成施工している
現在、半導体不足の影響で機器の納入が遅れているため準備工事を行っている。(機器の取付で完成)

【交渉議論要旨】

組：機器納入の遅れで更に遅れる可能性はないか？

会：大きく遅れる可能性は少ない。

組：工期が遅れるほど施工する作業量が多くなる懸念がある。

会：同時施工できる本数に限りがある。機器が多く納入されても施工には限りがある。

組：工期を遅らせることも辞さないか？

会：リミットを達成するために努力はするが、さいたま車両センターだけでの対応でなく他職場も含めて工期に間に合わせる。

機器納入の遅れによる無理な作業量・編成数増を行わない事を確認！

組：落成検査の対応で資料が揃ってないため時間外労働が多くなった。資料はそろっているのか？

会：揃っている。7月8月になると本工事になるので計画立てている。

組：本工事に向けた資料作成が求められる。

会：スケジュール感を持って進めて行きたい。

本工事の落成検査に向けた資料作成をスケジュール感もって取り組む事を確認！

組：この間車両入替に関して議論をした。車両移動器で移動すると時間がかかり、計画変更が余儀なくされている。スケジュール変更が出たら職場に共有化してもらいたい。

会：スケジュールが変わるようであれば関係者には周知していく。

組：社員への周知は安全にとって重要。

車両入替の計画変更が生じた際には関係者に周知していく事を確認！

4. 2023年5月1日以降の協定有効期間については、2023年5月1日から2024年4月30日までの1年間とすること。尚問題が発生した際は、労使で真摯に向き合い議論して改善に努めること。

【交渉議論要旨】

会：お客さまや社員にとって安定的な36協定は不可欠。社員への適切な勤務管理が必要。協約に則り対応していく。

問題があった時は労使で真摯に向き合い、1年締結を行う事を労使で合意！

**会社と真摯に議論し、時間外労働を削減させる事を確認！
業務上の問題解決を図り、時間外労働を削減させよう！**